

平成24年5月29日から平成28年3月31日までに太陽光発電設備を取得した場合

1. 対象となる設備

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅用太陽光発電設備（低圧かつ発電出力10kW未満）を除きます。

2. 特例期間及び特例割合

該当設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなる年度から3年度分の固定資産税に限り、該当設備の課税標準額を3分の2とします。

3. 申請について

資産を取得した翌年の1月31日までに、税務課資産税係へ提出してください。

1. 償却資産にかかる課税標準額の特例適用申請書
2. 経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し
3. 電気事業者が発行する『電力需給契約に関するお知らせ』または「系統連系契約書」の写し